平成２１年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名　情報流通行政局郵政行政部企画課
検査監理室、郵便課、国際企画室、貯金保険課、信書便事業課
評　価　年　月　　平成２１年７月

１　主要な政策の概要

（政策名）

政策１６　郵政行政の推進

（政策の基本目標）

郵政民営化の確実かつ円滑な実施を図るとともに、郵便・信書便分野における事業環境の整備を通じ、サービスの一層の多様化等の実現を目指す。また、国際分野においては、利用者利便の向上を図る観点から、多国間、二国間協議・協調等を通じ、新たな制度環境整備への取組み等、積極的な対応を推進する。

（政策の概要）

郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保するため、民営化各社等に対する必要な監督業務（命令、報告等）を行うとともに、郵政民営化や諸外国の郵便制度改革など郵便及び信書便分野における新たな展開を踏まえ、郵便・信書便制度全般について包括的・抜本的に見直すための検討を実施する。信書便事業については、新規参入の促進及び信書便に関する利用者の認知度の向上を図るため、周知・広報活動を推進する。

さらに、国際郵便サービスにおける利用者利便の向上やサービスの多様化のため、万国郵便連合（UPU）等の議論に我が国政策を反映させていくために人的貢献や財政的貢献を継続的に行う。特に、UPU 大会議（４年に１度開催）、アジア＝太平洋郵便連合（APPU）大会議（４年に１度開催）においては、各種議案の審議に積極的に参画しつつ我が国提出の議案の採択に努めるほか、参加各国と意見・情報交換を行うなどし、相互の理解を深める。

（平成２０年度予算額）

４０７百万円

２　政策実施の環境

（１）政策をとりまく最近の情勢

平成１９年１０月の郵政民営化から１年半余りが経過し、民営化各社は新規サービスの展開等に努めているが、一方で、地域の住民等から、簡易郵便局の一時閉鎖や郵便配達員による貯金受け入れの制限など様々な指摘を受けているほか、「かんぽの宿」の譲渡をめぐる問題や心身障害者用低料第三種郵便制度の不適正利用の問題など郵政事業に対する国民の信頼を失うような事項も発生しており、民営化後の状況を十分に検証し、各社に対する適切な監督が求められている。

（２）関係する施政方針演説等内閣の重要方針（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第１７０回国会（臨時会）総務委員会における総務大臣所信表明	（衆議院） 平成20年11月11日 （参議院） 平成20年11月13日	昨年十月の郵政民営化から一年余りが経過しました。民営化各社は、新規サービスの展開等に努めておりますが、一方で、地域の住民等から、簡易郵便局の一時閉鎖や郵便配達員による貯金受入れの制限等、様々なご指摘もあるところです。政府として、民営化後の状況を十分に検証し、必要な改善を行ってまいります。
第１７１回国会（常会）総務委員会における総務大臣所信表明	（衆議院） 平成21年2月13日 （参議院） 平成21年3月12日	民営化後、簡易郵便局の一時閉鎖、郵便配達員による貯金受入れの制限、郵便局における金融サービスの維持に関する懸念等、地域の住民等から様々なご指摘を頂いているほか、「かんぽの宿」の譲渡をめぐる問題など、課題が山積しております。政府として、こうした課題に適切に対応するのはもちろんのこと、民営化後の状況を十分に検証し、民営化を前提としつつ、郵政民営化委員会の意見も踏まえ、大胆に見直しを行ってまいります。

3　政策効果の把握の手法

（１）基本目標の達成過程（いわゆる「ロジック・モデル」）

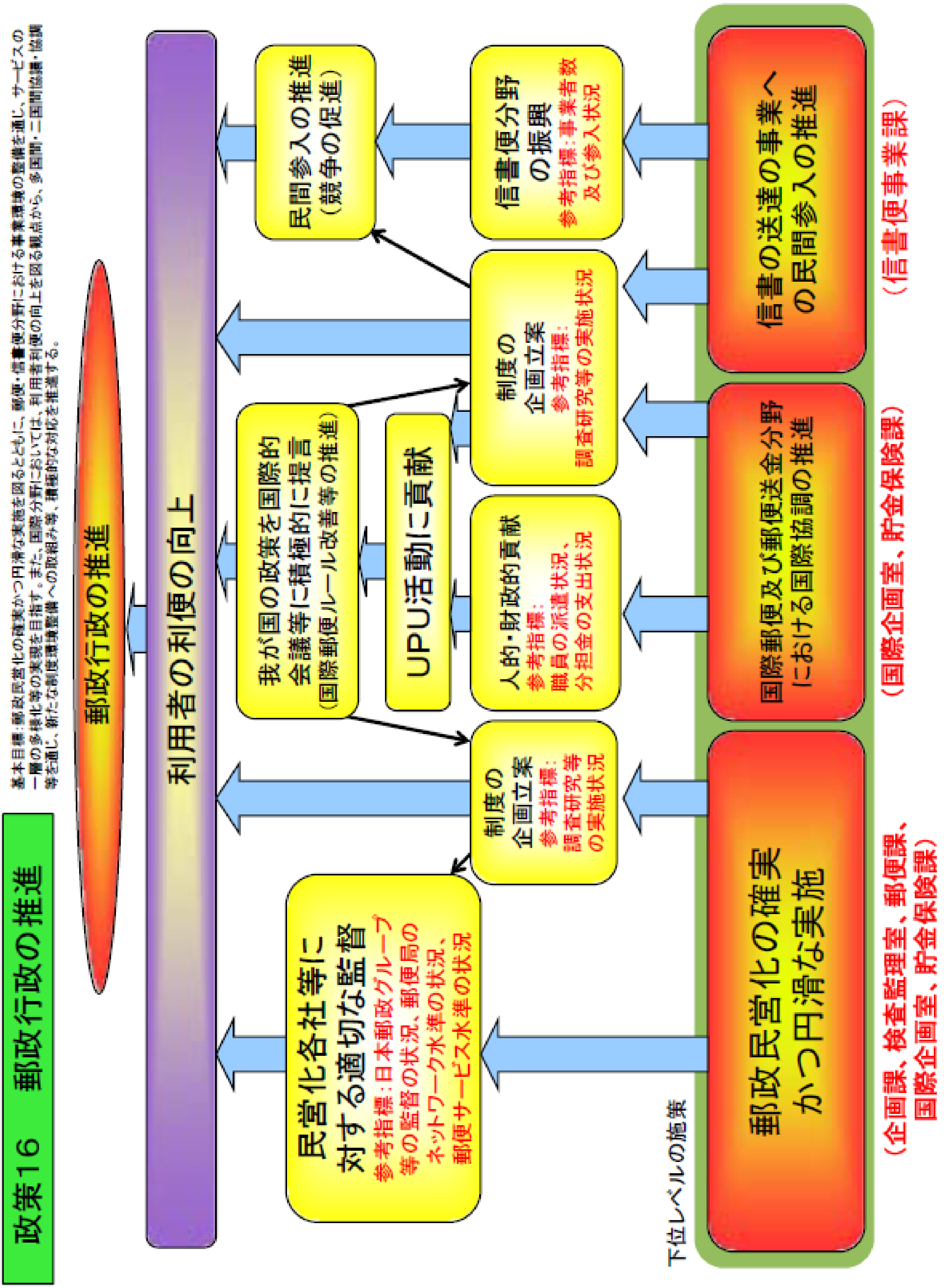

（２）指標等の進捗状況

○「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	18 年度	19 年度	20 年度
日本郵政グループ等の監督の状況（命令、報告等）	郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保するため、民営化各社等に対して適切な監督を行っているか。	郵便局のネットワーク水準やサービス水準の維持等、郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保するため、日本郵政グループ等に対して、以下のとおり命令、報告徴求等必要な措置を講じた。 ○ 日本郵政株式会社に対しては、「かんぽの宿」等のオリックス不動産株式会社への譲渡に関して報告徴求を行った。 ○ 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社に対しては、郵便認証司でない社員による内容証明及び特別送達の郵便物に係る不適正な認証事務について、郵便事業株式会社に平成２０年５月、郵便局株式会社に同年９月、それぞれ報告徴求を行った。 ○ 郵便事業株式会社に対しては、平成２０年１１月に発覚したねんきん特別便等の郵便物残留事故について、同年１２月に適正な業務運行体制の確立などの体制整備の早急な実施や適正な業務運行のための必要な措置を講ずるよう命令を行った。 また、平成２１年３月にゆうパック残留事故が再発したことから、同年３月に１月の命令の再徹底を含む新たな命令を行った。 更に、新聞報道等により明らかになった心身障害者用低料第三種郵便制度の不適正利用について、平成２０年１２月に当該制度の適正運営のための必要な措置を講ずるよう命令を行った。 ○ かんぽ生命に対しては、金融庁が実施した検査結果に係る改善策の実施状況について報告徴求を行った。		
郵便局のネットワーク水準の状況	利用者の利便を維持するためのネットワーク水準が維持されているか。	郵便局株式会社の事業計画において、「郵便局の設置に関する計画」の届出を受けており、郵便局株式会社法施行規則第２条に定める基準により郵便局が設置されている。 また、簡易郵便局の一時閉鎖対策として、同社において移動郵便局や出張サービス等の取組が行われている。		

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
郵便サービス水準の状況	利用者の利便を維持するためのサービス水準が維持されているか。	－	－	郵便事業株式会社の事業計画において、「郵便のサービス水準維持」との方針が示されており、また、同社において、郵便送達日数調査を実施することにより、郵便サービス水準の維持に努めている。
郵政事業に係る制度の企画立案の状況	制度の企画立案に資するための調査研究等が実施されているか。	郵政事業に係る制度の企画立案に資するため、諸外国の郵便等に関する調査研究等を実施して、郵政事業の適正かつ確実な実施を促した。 ※　調査研究等の実施状況		
		６件	９件	１０件
UPU活動への人的貢献（職員の派遣）	我が国の政策を反映させるための対UPU活動が円滑化しているか。	１名	１名	１名
UPU活動への財政的貢献（分担金）	我が国の政策を反映させるための対UPU活動が円滑化しているか。	１７３百万円 （1,968千スイスフラン）	１９１百万円 （2,031千スイスフラン）	１９８百万円 （2,000千スイスフラン）
UPU等に係る制度の企画・立案の状況	円滑な国際郵便事業の運営が確保されているか。	UPUの各種会合に積極的に参画し、規則類の改正等に係る審議において我が国の政策・考え方が反映されるよう努めた。特に第２４回UPU大会議においては、UPU加盟国全体として環境問題への取組みを促す勧告案等３件の本邦提案がすべて採択されたほか、郵便業務理事会理事国選挙では第１位（４０カ国中）で当選した。		

<table>
<tr><th>指標等</th><th>分析の視点</th><th>18 年度</th><th>19 年度</th><th>20 年度</th></tr>
<tr><td rowspan="7">信書便事業者数</td><td rowspan="7">信書便事業への参入が進むことにより利用者の選択の機会の拡大が図られているか。</td><td>２１３</td><td>２５３</td><td>２８３</td></tr>
<tr><td colspan="3">１号役務（９０㎝超又は４kg超の信書便物の送達の役務）</td></tr>
<tr><td>１７６</td><td>２０６</td><td>２３５</td></tr>
<tr><td colspan="3">２号役務（３時間以内の送達の役務）</td></tr>
<tr><td>７７</td><td>９６</td><td>１０３</td></tr>
<tr><td colspan="3">３号役務（1,000 円超の料金の役務）</td></tr>
<tr><td>１０１</td><td>１２４</td><td>１４１</td></tr>
<tr><td rowspan="7">信書便事業者の参入状況</td><td rowspan="7">信書便事業への参入が進むことにより利用者の選択の機会の拡大が図られているか。</td><td>５７</td><td>４２</td><td>３６</td></tr>
<tr><td colspan="3">１号役務（９０㎝超又は４kg超の信書便物の送達の役務）</td></tr>
<tr><td>４５</td><td>３１</td><td>３２</td></tr>
<tr><td colspan="3">２号役務（３時間以内の送達の役務）</td></tr>
<tr><td>１７</td><td>１９</td><td>9</td></tr>
<tr><td colspan="3">３号役務（1,000 円超の料金の役務）</td></tr>
<tr><td>２９</td><td>２２</td><td>１９</td></tr>
<tr><td>信書の送達の事業における一層の競争の促進のための制度の企画立案の状況</td><td>ユニバーサルサービスが確保され、競争促進により多様で良質なサービスが提供されるような制度が適切に検討されているか。</td><td colspan="3">平成１９年２月から始まった「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」において、同年６月に郵便・信書便制度の見直しに関する論点整理を行った後、１１月に中間報告を、また、２０年７月にユニバーサルサービスを確保しつつ郵便・信書便分野の競争を促進させ利用者利便の向上に資するためのあるべき制度の方向性を提示した最終報告をとりまとめた。</td></tr>
</table>

４　政策の総合的な評価

（１）評価結果（総括）

日本郵政グループ等に対する命令、報告徴求など必要な措置を講じ、郵政民営化の確実かつ円滑な実施を促した。

国際郵便サービスにおける利用者利便の向上やサービスの多様性の確保のため、我が国の国際郵便に係る政策を国際郵便の取扱いに関する取決め等に確実に反映させるべく、各種会合（第２４回万国郵便連合（ＵＰＵ）大会議、第１０回アジア＝太平洋郵便連合（ＡＰＰＵ）大会議）に積極的に参画した。また、国際郵便に関する政策協調を推進する目的で、ＵＰＵに対して人的・財政的にも貢献した。

信書便事業に関しては、平成２０年度において、信書便事業者が合計２８３者になるなど、信書便事業への参入は着実に進んでいる。また、平成１９年２月から始まった「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」において、同年１１月に中間報告が、また、２０年７月に最終報告書が取りまとめられ、ユニバーサルサービスを確保しつつ郵便・信書便分野の競争を促進させ利用者利便の向上に資するためのあるべき制度の方向性が提示され、この提言を受けて検討が進められた。

（２）基本目標等の達成状況の分析

ア　郵政民営化の確実かつ円滑な実施

（必要性・有効性・効率性）

○　日本郵政グループ等に対する命令、報告徴求等必要な措置を講じたほか、日本郵政株式会社及び郵便事業株式会社の平成２０事業年度事業計画について、以下のとおり変更の認可を行うなど、必要な監督業務を行うことにより、郵政民営化の確実かつ円滑な実施を促した。

・日本郵政株式会社 旧簡易保険加入者福祉施設関連等に係る修正（H21.3.16 認可）

・郵便事業株式会社 国際貨物運送に関する国際物流業務の実施等に係る修正（H20.6.30 認可）

○　郵政事業に係る制度の企画立案の状況については、郵便サービス水準の評価等に関する調査研究、諸外国の郵政事業に関する総合的な調査研究等１０件の調査研究を実施し、制度の企画立案に資した。

イ　国際郵便及び郵便送金分野における国際協調の推進

（必要性）

我が国における国際郵便業務（郵便送金業務含む。以下同様。）の円滑かつ安定的な実施を確保し利用者利便の向上を図るためには、我が国の国際郵便業務に係る政策をその取扱いに関する国際的な取決め等に適切に反映させていく必要がある。

そのためには、国際郵便業務に関する国際的なルール作り等を行っている万国郵便連合（ＵＰＵ）やアジア＝太平洋郵便連合（ＡＰＰＵ）等の国際会議及び関係諸外国等との各種会合に積極的に参画し、関係国際機関及び関係国間との良好な関係のもと、国際郵便に関する関係国際機関や関係国との政策協調を推進することや、人的・財政的貢献を図ることが必要である。

（有効性）

平成２０年度においては、我が国の国際郵便業務に関する政策をサービスに反映させ、もって我が国利用者の利便性の向上等を図るため、ＵＰＵやＡＰＰＵ等の国際会議等に積極的に出席した。特に、第２４回万国郵便大会議においては、関係機関の組織改革に係る議論、年次予算の審議、条約等の改正案に関する議論など、ＵＰＵの各種課題に関する議論に積極的に参画し、国際協調を基礎とする国際郵便に関する枠組の整備や品質の向上に貢献したほか、ＵＰＵ加盟国全体として環境問題への取組みを促す勧告案等３件の本邦提案がすべて採択され、我が国政策の考え方を反映させることができた。また、同大会議の郵便業務理事会理事国選挙では、我が国の活動や貢献に対する各国の評価を反映し立候補６４か国中第１位で当選することができた（全部で４０か国の理事国を選出）。

さらに、従来からＵＰＵ国際事務局に派遣している職員（１名）について、平成２０年度においても引き続き国際協調に資する任務を遂行させることによりＵＰＵ活動に人的に貢献したほか、ＵＰＵへ１９８百万円の分担金（米・英・独・仏と同様、最大等級である５０単位。）を拠出することによりＵＰＵ活動の基盤として財政的にも貢献し、政策目標の実現に向けた円滑な活動環境の確保が有効に図られた。

（効率性）

利用者利便の向上を念頭に置いた我が国の国際郵便業務に係る政策を事業体が提供するサービスに反映させていくためには、国際会議等において国際郵便に関する諸課題について積極的に議論することが重要である。そのため、我が国は、我が国の考え方・方針を各種決定事項に反映させるための活動を円滑化するための手段として、ＵＰＵ等に対して人的及び財政的に貢献している。この人的・財政的貢献は、我が国が関係国際会議等において議論・協調等を推進する上で大きな役割を果たしているものであり、効率性が認められる。

ウ　信書の送達の事業への民間参入の推進

（必要性）

民間事業者による信書の送達に関する法律第１条に規定された「利用者の選択の機会の拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資すること」という目的を達成するため、行政として信書送達事業の競争を促進しサービスの多様化等の環境整備を図ることは必要性があると認められる。

（有効性）

信書便制度に関する周知・広報活動等により、平成２０年度は３６者の新規参入があったところであり、信書便事業者数が着実に増加しているという点で有効性があると認められる。

郵便・信書便制度全般についての見直しに関しては、「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」において最終報告が取りまとめられ、郵便のユニバーサルサービスを維持しつつ競争促進により多様で良質なサービスが提供されるような制度の在り方についての提言が示され、これを受けて更なる検討が深められていることから、有効性があると認められる。

（効率性）

周知・広報活動の一環として行った事業者及び利用者向けの信書便事業説明会については、広報活動の発現に支障がないと考えられる範囲で同日に同一の場所で開催した。

５　今後の課題と取組の方向性

（１）政策の課題と取組の方向性（総括）

○　日本郵政グループ等において、例えば、郵便事業株式会社において郵便物残留事故等問題が発生しているため、引き続き命令、報告徴求等の監督を通じて、郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保する必要がある。

○　引き続き、ＵＰＵ（万国郵便連合）等を通じた国際協調の推進により、利用者利便の向上に資するよう取り組む必要がある。

○　引き続き、ユニバーサルサービスを確保しつつ信書便事業への参入を促進することにより、利用者の選択の機会の拡大を図る必要がある。

（２）個別課題と取組の方向性

<table>
<tr><th>今後の課題</th><th colspan="3">取組の方向性</th></tr>
<tr><td rowspan="4">【課題】
日本郵政グループ等において、例えば、郵便事業株式会社において郵便物残留事故等問題が発生している。

【下位レベルの施策名】
郵政民営化の確実かつ円滑な実施

【主な事務事業】
・郵政行政における適正な監督
・郵政民営化の確実かつ円滑な実施のための調査研究</td><td>見直し・改善の方向性</td><td colspan="2">引き続き、命令、報告徴求等の監督を通じて、郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保する必要がある。</td></tr>
<tr><td>（予算要求）</td><td>◎</td><td>郵政事業の適正かつ確実な実施を確保するため、適時適切に必要な予算措置を行う。</td></tr>
<tr><td>（制度）</td><td>○</td><td>郵政事業の適正かつ確実な実施を確保するため、適時適切に必要な制度改正を行う。</td></tr>
<tr><td>（実施体制）</td><td>○</td><td>郵政事業の適正かつ確実な実施を確保するため、適時適切に必要な見直しを行う。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>今後の課題</th><th colspan="3">取組の方向性</th></tr>
<tr><td rowspan="4">【課題】
引き続き、国際郵便分野における国際協調の推進による利用者利便の向上等に資するよう取り組む必要がある。

【下位レベルの施策名】
国際郵便及び郵便送金分野における国際協調の推進

【主な事務事業】
・第 24 回万国郵便大会議及び条約等改正に係る対応
・郵便分野における環境対策の促進</td><td>見直し・改善の方向性</td><td colspan="2">引き続き、ＵＰＵ及びＡＰＰＵ活動への人的・財政的貢献のほか、関係諸会合における我が国提案等の採択に向けた活動及び所要の国内措置等により、ＵＰＵ大会議の結果を踏まえた品質向上等の世界的な郵便分野の課題に積極的に対応する。</td></tr>
<tr><td>（予算要求）</td><td>○</td><td>ＵＰＵへの更なる貢献のため、ＵＰＵ組織の強化に関する支援や環境問題への対処の方策等につき研究活動を行う。</td></tr>
<tr><td>（制度）</td><td>○</td><td>必要に応じて適時適切な改正を行う。</td></tr>
<tr><td>（実施体制）</td><td>○</td><td>必要に応じて適時適切な改正を行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">【課題】
引き続き、ユニバーサルサービスを確保しつつ信書便事業への参入を促進することにより、利用者の選択の機会の拡大を図る必要がある。

【下位レベルの施策名】
信書の送達の事業への民間参入の推進

【主な事務事業】
・郵政行政における適正な監督
・郵便事業・信書便事業に関する調査研究</td><td>見直し・改善の方向性</td><td colspan="2">信書便制度の一層の周知や信書便事業の更なる活性化を図るとともに、必要な制度改善等に向けた検討を行う。</td></tr>
<tr><td>（予算要求）</td><td>◎</td><td>信書便制度の企画・立案に資するため、信書便事業が活性化するような具体的事例を検討したいと考えており、これらに必要な予算要求を検討する。</td></tr>
<tr><td>（制度）</td><td>○</td><td>「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」が取りまとめた報告書等を踏まえ、必要に応じて、関係法令の改正を目指した準備を進める。</td></tr>
<tr><td>（実施体制）</td><td>○</td><td>必要に応じて適時適切に必要な見直しを行う。</td></tr>
</table>

６　学識経験を有する者の知見の活用等

（１）学識経験を有する者の知見の活用

○　情報通信行政・郵政行政審議会

平成２０年９月２９日に第一回を開催して以来、郵政行政分科会において郵便約款の変更の認可や、特定信書便事業の許可等について審議を行っている。

○　総務省の政策評価に関する有識者会議（平成２１年５月２７日）

本会議において、委員から、「ロジック・モデルの UPU 活動への人的・財政的貢献が国際会議への反映、利便性の向上へつながるというロジックの見直し」についてご指摘があり、ロジック・モデルに反映した。

（２）評価に使用した資料等

ア　郵政民営化の確実かつ円滑な実施

①　日本郵政株式会社の平成２０事業年度事業計画の変更の認可

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/090316_1.html

②　郵便事業株式会社の平成２０事業年度事業計画の変更の認可

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/080630_14.html

イ　国際郵便及び郵便送金分野における国際協調の推進

①　第２４回万国郵便大会議模様（平成 20 年 7 月 23 日～8 月 12 日開催）

②　第１０回アジア＝太平洋郵便連合大会議模様（平成 21 年 3 月 9 日～3 月 13 日開催）

ウ　信書の送達の事業への民間参入の推進

①　信書便事業者一覧

http://www.soumu.go.jp/yusei/tokutei_g.html

②　郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/080702_5.html#hs